平成２７年（フ）第１１８号
函館市田家町15番18号　ハイツきくち２Ｆ右
債務者　藤野　莉沙
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０７０号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番141―103号
債務者　濱田梨津子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３９号
大阪府箕面市船場西２丁目12番４―205号
債務者　松岡　澄夫
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８６号
大阪府東大阪市新池島町３－７－１　イーストフラワー壱番館203、住民票上の住所埼玉県川口市西川口１丁目33番７―402号
債務者　上濱　俊寿
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４６号
大阪府池田市畑３丁目１番31号コーポラス谷田Ａ棟203号
債務者　橋本　和哉
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２１号
大阪府茨木市東奈良１丁目11番２号
債務者　近藤　聡子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８０９号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目１番７号
債務者　西永　宗近
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３０号
大阪市住吉区我孫子５－８―22―101号室、住民票上の住所大阪府阪南市光陽台１丁目23番13号
債務者　伊藤　啓司
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９３号
大阪府高槻市天川町24番23―204号
債務者　木森　康志
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４９号
大阪府茨木市上穂積４丁目３番３号　サニーヒル穂積302号
債務者　阿黒　智彦
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６４号
大阪市中央区高津３丁目３番14―904号
債務者　梅田　枝里
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９７２号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番８―503号
債務者　吉川　美晴
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４号
埼玉県狭山市大字北入曽322番地の10
債務者　津森百合子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４号
新潟県見附市坂井町2413番地
債務者　捧　　銀二
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
埼玉県入間市大字新久642番地１　パナハイツハーモニー202
債務者　新井　雅昭
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２８号
相模原市南区相模大野７丁目14番２―1502号
債務者　中島　計典
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３２号
相模原市中央区光が丘１丁目７番６号　サンパレス202号
債務者　仁上　昭夫
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８１号
岡山県倉敷市中島2407番地90
債務者　岡本　真治
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係